参考資料

守谷市協働のまちづくり推進条例
改正に関する逐条解説

平成 30 年6月

守　谷　市

••• 目 次 •••

第1章 「協働のまちづくり」の考え方 …… 1

1-1 「協働のまちづくり」とは …… 1
1-2 これまでの「協働のまちづくり」のイメージ …… 1
1-3 「まちづくり協議会」における「協働のまちづくり」のイメージ …… 2
1-4 今後の「協働のまちづくり」に必要なこと …… 3

第2章 「守谷市協働のまちづくり推進条例」の改正 …… 4

2-1 「守谷市協働のまちづくり推進条例」の改正について …… 4
2-2 主な改正点について …… 4

第3章 「守谷市協働のまちづくり推進条例」の逐条解説 …… 7

第 1 章 「協働のまちづくり」の考え方

1-1 「協働のまちづくり」とは

守谷市では，平成 18 年度に「守谷市協働のまちづくり推進条例」を制定し，「協働のまちづくり」を進めてきました。

「協働のまちづくり」とは，住んでいて良かったと思えるまちを実現するために，市民や市などが，お互いの違いを認め尊重し合って対等な関係に立ち，それぞれが持っている知恵や資源を持ち寄り，責任と役割を分担して協力し合いながら課題に取り組んでいくことです。

「まちづくり」とは，街路や公園，建物といったまちの形や空間を創造するばかりではなく，社会，経済，文化，環境など生活の根幹を構成するあらゆる要素をも含めた，暮らしそのものを創造することであり，より魅力溢れた住みよい環境を築くための取組全般を指します。

また，まちづくりのための活動や事業など個別の取組だけではなく，「まちをつくっていくこと」という全体的な取組に，市民・市民公益活動団体・事業者等，みんなが参加して実施していくことを指します。

1-2 これまでの「協働のまちづくり」のイメージ

これまでの「協働のまちづくり」は，「行政と○○○の協働」というイメージが強く，実際の協働事業も「行政と市民等の協働のまちづくり」が主なものとして展開されてきました。

しかし，このイメージは，行政の視点からの「協働のまちづくり」を示したものであり，今後は，「行政と○○○の協働」の視点のみならず，新たな視点からの「協働のまちづくり」が必要です。

【行政視点の「協働のまちづくり」のパターン】

No	「協働」のイメージ	「協働」の事例
1	行　政 ＋ 市　民	・もりや市民大学（まちづくり担い手の育成） ・市民提案型協働事業
2	行　政 ＋ 市民公益活動団体	・守谷ハーフマラソン ・守谷市商工まつり ・公園樹木剪定，間伐作業
3	行　政 ＋ 事業者	・見守り活動等に関する協定 ・災害応援協定

1-3 「まちづくり協議会」における「協働のまちづくり」のイメージ

各地域において，設立を目指す「まちづくり協議会」は，「地域主導のまちづくり」を加速化させる組織であり，これまで以上に幅広く「協働のまちづくり」を推し進めることになります。そのためにも，これまでの「協働のまちづくり」のイメージより発展的かつ幅広いイメージを持つ必要があります。

市民，市民公益活動団体，事業者等，それぞれの立場の視点に立てば，「市民＋○○○の協働」，「市民公益活動団体＋○○○の協働」，「事業者＋○○○の協働」ということになります。

「まちづくり協議会」における「協働のまちづくり」は，「行政＋○○○の協働」に限らず，市民，市民公益活動団体，事業者，行政等，それぞれが「まちづくりの担い手」としてつながり，重層的に関わり，連携・協力しながら「まちづくり」を進めるものです。

【「まちづくり協議会」における「協働のまちづくり」のパターン】

No	「協働」のイメージ	「協働」の事例
1	市　民 ＋ 市民公益活動団体	・転入者歓迎会の拡大 ・敬老事業の充実
2	市　民 ＋ 事業者	・防犯パトロールの拡大 ・児童生徒の職業体験の充実
3	市民公益活動団体 ＋ 市民公益活動団体	・子育て支援の充実 ・健康体験教室の開催
4	市民公益活動団体 ＋ 事業者	・コミュニティビジネスの創出 ・地場産品の消費拡大
5	市　民 ＋ 市民公益活動団体 ＋ 事業者	・夏祭りの拡大，充実 ・地域の環境美化活動の充実
6	市　民 ＋ 市民公益活動団体 ＋ 事　業 ＋ 行　政	・守谷ハーフマラソンの充実 ・クリーン作戦の拡大

※　このパターンは一例であり，各地域において独自の「つながり」を展開していただくことにより，新たな「協働」を生み出し，これまで以上の効果を期待できます。

【「まちづくり協議会」における「協働」の領域（「まちづくり」における「協働」の領域）】

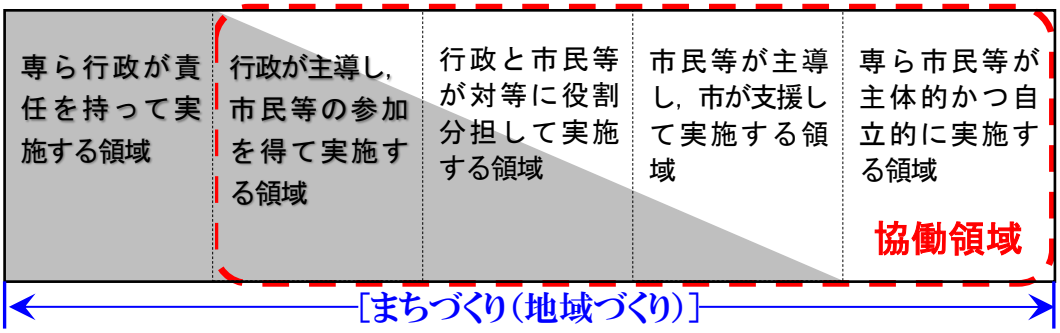

※　市民等とは，市民，自治会・町内会，市民公益活動団体（地域に存在する様々な団体），事業者をいう。

1-4　今後の「協働のまちづくり」に必要なこと

（１）対等な関係・信頼関係の構築

まちづくりに参画する市民，市民公益活動団体，事業者，行政等，それぞれの目的や活動を尊重し合い，理解することで，対等な関係であることを自覚し，信頼関係を構築することが必要です。

（２）相互理解・相互補完

双方の考えや特性を理解・尊重し，相互に長所を生かしつつ，足りない部分を補い合いながら，取組を進めることが必要です。

（３）目的の共有

目的を共有することで，それぞれが主体的に取り組むべき役割や一体となって行うべき内容などを明確にすることができ，円滑な取組を進めることが可能になります。

また，協働は，課題解決の手段の一つであって，目的ではありません。協働のために事業を実施するということにならないように，目的を明確化し共有することが必要です。

第 2 章 「守谷市協働のまちづくり推進条例」の改正

2-1 「守谷市協働のまちづくり推進条例」の改正について

各地区において設立を目指す「まちづくり協議会」について，各地区のまちづくりを推進する組織として，条例に位置付けることを目的に守谷市協働のまちづくり推進条例を改正します。

また，前文の導入，章立てするため，改正は全部改正となります。

2-2 主な改正点について

(1) まちづくり協議会について，協働のまちづくりを推進する組織として，認定することを盛り込みます。

1 まちづくり協議会の役割（新設）

まちづくり協議会は，市民の利益増進及び支え合い活動の活発化，地域の活性化，地域における課題の解決その他協働のまちづくりの推進に資する活動を行うことを掲げます。

［条文の内容］

- まちづくり協議会を組織する地域の範囲（以下「範域」という。）の市民の利益増進及び支え合い活動の活発化，範域の活性化，範域における課題の解決その他協働のまちづくりの推進に資する活動を行うものとする。

2 まちづくり協議会の認定（新設）

まちづくり協議会を，市と共に協働のまちづくりを進めるパートナーとして認定します。

まちづくり協議会として認定するに当たり，まちづくり協議会がどのような組織であるべきかを掲げます。

［条文の内容］

- 市が考える「まちづくり協議会」の役割を担う組織であること。
- まちづくり協議会は，地縁による団体を主とし，範域内の市民，市民公益活動団体，事務所等を有する事業者及び学校等で構成される組織であること。

3 まちづくり協議会の認定の申請（新設）

まちづくり協議会の認定を受けようとする組織は，市長に申請することを掲げます。

また，認定の内容に変更があった場合の届出についても掲げます。

［条文の内容］

- 認定を受けようとする組織は，規則の定めにより市長に申請すること。
- 認定に係る申請の内容に変更があったときには，届出をすること。

4 まちづくり協議会の認定の取消し（新設）

認定を受けたまちづくり協議会の認定を取り消すことができる旨を掲げます。

［条文の内容］

- まちづくり協議会に該当しなくなったとき，偽りその他不正により認定を受けたとき，市から受けた支援の活用に当たり故意に不当な行為があったとき，認定を取り消すこと。

5 まちづくり協議会が行う活動に対する支援（新設）

市が支援を行うことができるまちづくり協議会の活動を掲げます。

［条文の内容］

- まちづくり協議会が主体となる活動であり，範域内の市民の利益増進及び支え合い活動の活発化，範域の活性化，範域における課題の解決又は協働のまちづくりの推進に資する事業であること。

(2)「市民公益活動団体の行政サービスへの参入」，「守谷市協働のまちづくり推進委員会」について，一部を変更します。

1 市民公益活動団体の登録制度（削除）

これまで，市民公益活動団体が行政サービスに参入するためには，あらかじめ登録する必要がありました。今後，登録がなくても行政サービスの内容及び市民公益活動団体の特性を踏まえ参入を認めることとし，登録制度を削除します。

2 守谷市協働のまちづくり推進委員会　１４条（変更）

守谷市協働のまちづくり推進委員会の役割にまちづくり協議会が行う活動の推進及び進捗について，審議することを掲げます。

また，市民公益活動団体に対し行政サービスへの参入の機会を提供するに当たり，市長の求めに応じて，意見を述べることを掲げます。

さらに，構成人数を増員します。

［条文の内容］

- まちづくり協議会が行う活動の推進及び進捗について，諮問に応じ，審議し，答申すること。
- まちづくり協議会が行う活動の推進及び進捗について，調査審議し，意見を述べること。
- 市民公益活動団体に行政サービスへの参入の機会を提供するに当たって，市長の求めに応じて，必要な審議を行い，意見を述べること。
- 推進委員会は，１０人以内を持って組織すること。

第３章 「守谷市協働のまちづくり推進条例」の逐条解説

守谷市協働のまちづくり推進条例

守谷市協働のまちづくり推進条例（平成１８年守谷市条例第２３号）の全部を改正する。

目次

前文
第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　協働のまちづくり（第３条－第１０条）
第３章　まちづくり協議会（第１１条－第１４条）
第４章　守谷市協働のまちづくり推進委員会（第１５条）
第５章　条例の尊重及び見直し（第１６条・第１７条）
第６章　雑則（第１８条）
附則

【改正点】

❶ 前文を導入するとともに章立てすることで，条例を見やすくし，内容の理解を求めます。

･･･ 前 文 ･･･

守谷市は，魅力溢れる住みよい環境を築くため，協働のまちづくりを掲げ，市民，市民公益活動団体，事業者及び市が一体となりまちづくりを進めてきました。

しかし，守谷市においても少子高齢化をはじめとして，暮らしを取り巻く環境は大きく変化し，今後，これまでになかった課題も浮上してくることが予想されます。

この状況を踏まえ，地域における様々な課題に対応し，将来にわたり活力ある地域社会を維持していくためには，守谷市の最大の資源である人と人とのつながりを礎にして，地域や市民が主役となる地域主導のまちづくりに守谷市の運営形態を大きく転換していくことが必要です。

したがって，この地域主導のまちづくりを実現し，協働のまちづくりを発展的に推し進めるために，この条例を制定します。

【解　説】

❶ 守谷市では，これまでに協働のまちづくりを掲げ，市民，市民公益活動団体，事業者及び市が一体となり「まちづくり」を進めてきました。しかし，十数年後には訪れる少子高齢化による人口減少問題，それが引き起こす多岐にわたる課題に的確に対応していくためには，今後，市全域だけではなく各地域に視点を向け，地域や市民が主役となる地域主導のまちづくりに市の運営形態を大きく転換していくことが必要だと考えています。
地域主導のまちづくりを実現し，これまで以上に協働のまちづくりを発展的に推し進めていくという思いを記載しています。

･･･ 第1章 総則 ･･･

（目的）

第１条　この条例は，協働のまちづくりの推進に関する基本理念を定め，市民，市民公益活動団体，事業者，まちづくり協議会及び市の役割を明らかにするとともに，それぞれがつながり，協働のまちづくりを推し進めることにより，公益の増進を図り，もって個性豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【改正点】

❶ 市民，市民公益活動団体，事業者及び市に加え，平成２９年度から設立を目指しているまちづくり協議会についても，つながることで，共に協働のまちづくりを推し進めていくことを明記します。

【解　説】

❶ 「まちづくり」とは，街路や公園，建物といった“まち”の形や空間を創造するばかりではなく，社会，経済，文化，環境など生活の根幹を構成するあらゆる要素をも含めた，住みよい環境を築くための取組全般を指します。

❷ 「市」は，地方自治法第１条の３第２項に定める普通地方公共団体としての守谷市です。

❸ 「地域社会」とは，広義には守谷市の市全体を指し，狭義には，市民が居住し，日常生活を営む区域です。

（定義）

第２条　この条例において「協働のまちづくり」とは，市民，市民公益活動団体，事業者，まちづくり協議会及び市がその自主的な行動のもとに，お互いに良きパートナーとして連携し，それぞれが自己の知恵及び責任においてまちづくりに取り組むことをいう。

２　この条例において「市民公益活動」とは，市民，市民公益活動団体，事業者及びまちづくり協議会の自発的な参加によって行われる公益性のある活動をいう。ただし，次に掲げる活動を除く。

（１）専ら直接的に利潤を追求することを目的とする経済活動
（２）宗教の教義を広め，儀式行事を行い，及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
（３）政治上の主義を推進し，支持し，又はこれに反対することを主たる目的とする活動
（４）特定の公職（公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第３条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政治団体（政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第３条に規定する政治団体をいう。）を推薦し，支持し，又はこれらに反対することを目的とする活動

３　この条例において「市民」とは，市内に在住，在勤又は在学する者及び市民公益活動に参加する者をいう。

４　この条例において「市民公益活動団体」とは，市民公益活動を行う団体をいう。

５　この条例において「事業者」とは，市内において営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいう。

６　この条例において「まちづくり協議会」とは，地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第１項に規定する地縁による団体（以下「地縁による団体」という。）を主として各地域におけるまちづくりを自主的に行うために設立した市民公益活動を行う組織であり，第１１条の規定に基づき認定を受けた組織をいう。

７　この条例において「公益」とは，不特定多数の者の利益その他の社会の利益をいう。

【改正点】

❶ 平成２９年度から設立を目指しているまちづくり協議会についても，定義を明記します。まちづくり協議会は，地方自治法第２６０条の２第１項に規定する地縁による団体を主として各地域におけるまちづくりを自主的に行うために設立した市民公益活動を行う組織です。
まちづくり協議会において，地縁による団体とは，市内６地区に組織される各地区地域福祉活動計画実行委員会（地区によっては自治会・町内会）を指します。

【解　説】

❶ 「市民」とは，守谷市に生活基盤がある人であれば国籍や成人の如何は問いません。なぜなら，公共的関心を持ち，自己責任を持って社会に参加，参画する人であれば，協働のまちづくりのパートナーとなり得るからです。

また，市外に住んでいる人でも，守谷市に在学，在勤している人や市民公益活動を行うために本市を訪れる人も同じく協働のまちづくりのパートナーとして含めることができます。

❷ 「市民公益活動」とは，市民及び事業者の自発的な参加によって行われる公益性のある活動をいい，個人の趣味的な活動，構成員相互の利益を目的とした共益的，互助的な活動を含まない概念です。
市民の自主的な参加によって行われる自発的な活動を表す言葉として「市民活動」がありますが，「市民活動」は，社会や地域の課題解決を目的とした社会貢献的な活動だけでなく，個人の趣味的な活動，構成員相互の利益を目的とした共益的・互助的な活動も含む概念であるため，本条例では市が支援する対象としての市民活動を「市民公益活動」の用語で定義しています。

❸ 「市民公益活動団体」には，市民の自発的な参加によって行われる公益性のある活動を行う「ＮＰＯ法人」，法人格を持たない「任意の団体」，公益性のある活動を行う場合のＰＴＡ・子ども会・父母会等の「児童・青少年団体」も含まれます。

･･･ 第2章　協働のまちづくり ･･･

（基本理念）

第３条　市民，市民公益活動団体，事業者，まちづくり協議会及び市は，それぞれの責務及び役割を理解し，対等な立場で協働のまちづくりに取り組まなければならない。

２　市民，市民公益活動団体，事業者，まちづくり協議会及び市は，協働のまちづくりを推進するため，それぞれの権利及び利益を侵害しないよう配慮しながら情報を共有し，相互に参加又は参画を図らなければならない。

【改正点】

❶ 平成２９年度から設立を目指しているまちづくり協議会についても，基本理念に明記します。

【解　説】

❶ 協働のまちづくりのためには，市民，市民公益活動団体，事業者及びまちづくり協議会が行うべきこと，行政が行うべきこと，協働して行うべきことについて，役割分担を明確にする必要があります。
それぞれの役割は，第４条から第８条に規定されています。
守谷市においても，十数年後には訪れる少子高齢化による人口減少問題，それが引き起こす多岐にわたる課題に的確に対応していくためには，これまでに行政が担ってきたサービスにとらわれることなく，市民，市民公益

活動団体，事業者，まちづくり協議会及び市が，つながるとともに，役割を分担し，それぞれが役割を実行する，又は協働で役割を実行することで，多様な市民ニーズに対応できる，きめ細かい，柔軟な市民サービスが実現される地域社会を作り上げる必要があります。

❷ 協働のまちづくりを推進していくためには，パートナーとしてお互いに信頼しあうことが大切です。そこで市民，市民公益活動団体，事業者，まちづくり協議会及び市は，協働のまちづくりを推進するため，情報を共有するとともに，相互に参加又は参画を図るように努めなければなりません。

（市民の役割）

第４条　市民は，前条の基本理念に基づき，自らが暮らす地域社会に関心を持ち，身の回りのことについて，自らできることを考え，行動するとともに，まちづくりに進んで参加し，又は参画する意識を持つよう努めるものとする。

２　市民は，前条の基本理念に基づき，市民公益活動に関する理解を深め，その活動の発展及び促進に協力するよう努めるものとする。

３　前２項に規定する市民の役割は，強制されるものではなく，個々の市民の自発性に基づいて行うものでなければならない。

【解　説】

❶ 協働のまちづくりを推進していくためには，まちづくりに関心を持ってもらうことがまず出発点となります。市民の役割は，まちづくりの主体であることを自覚し，自らが暮らす社会に関心を持つとともに，身の回りのことについて，自分ができることを考え，行動し，その結果として，まちづくりに進んで参加し，あるいは参画する意識を持つようになることです。

❷ 市民公益活動に関する理解を深め，その活動の発展と促進に協力することも市民としての役割です。具体的には，自ら様々な市民公益活動に参加・参画したりすることが望ましいですが，直接参加・参画できない場合であっても，市民公益活動の趣旨に賛同し，寄付等の何らかの支援をしていくことも考えられます。

（市民公益活動団体の役割）

第５条　市民公益活動団体は，第３条の基本理念に基づき，自己の責任のもとに市民公益活動を推進し，その活動が広く市民に理解されるよう努めるものとする。

【解　説】

❶ 市民公益活動団体の役割は，協働のまちづくりの主体の一つとして，自ら

の信念に従い，自らの責任のもとで市民公益活動を推進することです。

❷ 市民公益活動団体の活動が，公益的な分野に関わる限り，その活動の社会的評価が問われることになります。市民公益活動が社会的な認知を受けるためにも，自身で市民の理解を得るよう努力することも必要です。

（事業者の役割）

第６条　事業者は，第３条の基本理念に基づき，地域社会の一員として，協働のまちづくりに関する理解を深め，自発的にその推進に努めるものとする。

２　事業者は，市民公益活動がまちづくりに果たす役割の重要性を十分理解し，自発的に支援するよう努めるものとする。

【解　説】

❶ 事業者は，製品やサービスの供給，雇用の創出，納税によって十分にその社会的責務を果たしています。しかし，事業者においても，その行動原理を経済活動のみに置くのではなく，現在の社会状況下においては，社会貢献活動にも置くことが求められています。具体的には市民公益活動に対する理解を深め，場所の提供，人材の提供，備品の貸し出し，寄付，融資など様々な関わり方が考えられます。

しかし，あくまでも自発的なものでなければならず，決して強制されるものであってはならないと考えています。

（まちづくり協議会の役割）

第７条　まちづくり協議会は，第３条の基本理念に基づき，まちづくり協議会を組織する地域の範囲（以下「範域」という。）の市民の利益増進及び支え合い活動の活発化，範域の活性化，範域における課題の解決その他協働のまちづくりの推進に資する活動を行うものとする。

【改正点】

❶ 平成２９年度から設立を目指しているまちづくり協議会の役割を新設します。

【解　説】

❶ 市が考えるまちづくり協議会は，一定のまとまりのある地域において，市民や様々な市民公益活動団体，事業者が，それぞれの目的や活動を尊重し合い，連携・協力することで地域を活性化させる（地域づくり）とともに，地域のことは地域で考え，地域が対応できる課題は協働で解決することができる組織です。

また，まちづくり協議会の設立は，市民，市民公益活動団体，事業者及び

市を“つなぐ”きっかけとなり，地域主導のまちづくりを加速化させ，これまで以上に協働のまちづくりを発展的に推し進めることができると考えています。

（市の役割）

第８条　市は，第３条の基本理念に基づき，市職員に対して協働のまちづくりに関する啓発，研修等を実施し，職員一人ひとりが協働のまちづくりの重要性の認識を深めるよう努めるものとする。

２　市は，協働のまちづくりを推進するため，市が行う事業に，市民，市民公益活動団体，事業者及びまちづくり協議会が参加し，又は参画するための措置を講じるよう努めるものとする。

３　市は，市民公益活動を行う者の自主性及び自律性を尊重しなければならない。

４　市は，市民公益活動が活発に行われる環境の整備等の適切な施策を実施するよう努めるものとする。

５　市は，公益性の観点から公平かつ公正に市民公益活動団体に対する支援を行うものとする。

【改正点】

❶ 平成２９年度から設立を目指しているまちづくり協議会も，市が行う事業に参加し，又は参画するための措置を講じるよう努めることを明記します。

【解　説】

❶ 協働のまちづくりを推進するためには，その主体である市民，市民公益活動団体，事業者，まちづくり協議会及び市の間に，対等な関係が確立していなければなりません。

そこで，市職員に対する啓発や研修などを通じて，協働のまちづくりの重要性を一人ひとりの市職員が認識し，協働のまちづくりのパートナーとしてふさわしくなるよう，意識改革を行わなければなりません。

❷ 市民，市民公益活動団体，事業者，まちづくり協議会及び市の間の対等な関係を明確にしていくためには，計画，実施，運営等の全ての段階において，市民，市民公益活動団体，事業者及びまちづくり協議会の参加又は参画を得て実施することが大切です。

❸ 市民公益活動団体に対しては，柔軟で機能的な公共サービスの提供者としての役割が期待されており，その自立化を支援することが公益の向上に資すると考えられます。そこで，市民公益活動が活発に行われる環境づくりなど，適切な施策を実施するよう努めます。

（市民公益活動団体への財政的支援）

第９条　市は，市民公益活動団体に対しその活動を促進するため，別に定めるところにより，予算の範囲内で財政的支援をするよう努めるものとする。

【改正点】

❶ 現在，市民公益活動団体への財政的支援は，守谷市市民公益活動助成金交付要綱を別に定めて実施しているため，その旨を明記します。

【解　説】

❶ 市の役割として「市民公益活動が活発に行われる環境の整備等の適切な施策を実施するよう努める。」旨が規定されていますが（第８条第４項），本条はこの「環境の整備」の中で，特に財政的支援について規定しています。現在，具体的な財政的支援は，「守谷市市民公益活動助成金交付要綱」に基づく助成金となります。

（行政サービスへの参入機会の提供）

第１０条　市は，市民公益活動団体に対しその活動を促進するため，専門性，地域性等の特性を生かせる分野において，業務委託等その他の方法により，行政サービスへの参入機会を提供するよう努めるものとする。

２　市長は，前項の規定により市民公益活動団体に対し行政サービスへの参入機会を提供するに当たっては，参入機会を提供する行政サービスの内容及び市民公益活動団体の特性を踏まえ，客観的かつ公平に実施するものとする。

【改正点】

❶ これまで，行政サービスの参入機会の提供を受けようとする市民公益活動団体は，あらかじめ登録を受けるという登録制度になっていました。この登録制度では，参入機会が提供されるか分からない中で，登録するということになっていたためか，平成１８年度に条例が制定されてから，登録実績は全くないという状況です。よって，登録制度は廃止し，市民公益活動団体に対し行政サービスへの参入機会を提供するに当たっては，行政サービスの内容及び市民公益活動団体の特性を踏まえて実施することを明記します。

【解　説】

❶ 行政サービスにおける参入機会の提供を位置付けるのは，市民公益活動団体に行政サービスの業務委託などを行うことが，市民公益活動団体の専門性等の特性を生かした，柔軟で機能的なサービスが提供されることで公益の増進につながることや財政的支援となるからです。

❷ 契約の主体としては，特定非営利活動促進法による法人格を持ち，責任の所在がはっきりとした団体が望ましいですが，市民公益活動を促進するとともに，多様な行政サービスを柔軟に供給していくためには，法人格の有

無に関わらず，業務の委託などを積極的に行い，団体の資金的な自立性を図っていくことも重要であると考えます。

❸ 本条は，市の行うすべての事業に対して，市民公益活動団体に参入の機会を提供することを意味するものではありません。各担当部課において，その所掌する事業の効率性や市民公益活動として行う意義などを考慮した上で，工夫して取り組むことを意味するものです。行政サービスの参入機会の提供を受けようとする市民公益活動団体は，規則の定めにより手続を行います。

・・・ 第3章 まちづくり協議会 ・・・

（まちづくり協議会の認定）

第１１条　市長は，地縁による団体を主として各地域におけるまちづくりを自主的に行うために設立した市民公益活動を行う組織であって，次の各号のいずれにも該当するものをまちづくり協議会として認定することができる。

（１）その設立の目的が，範域の市民の利益増進及び支え合い活動の活発化，範域の活性化，範域における課題の解決その他協働のまちづくりの推進に資するものであること。

（２）その活動が範域の市民，市民公益活動団体及び事業者の支持を得られるよう努めていること。

（３）任意に加入し，又は脱退することができること。

（４）その運営が民主的になされている組織であること。

（５）前各号に掲げるもののほか，規則で定める要件を満たしていること。

２　まちづくり協議会には，地縁による団体に属さないものであっても，次に掲げるものを加えることができる。

（１）範域内に住所を有する市民

（２）範域内の市民公益活動団体

（３）範域内に事務所又は事業所を有する事業者

（４）範域内に所在する学校（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校をいう。）

（５）その他市長が必要と認める者

【改正点】

❶ まちづくり協議会を市のパートナーとして，協働のまちづくりを推進する組織として，認定する規定を新設します。

【解　説】

❶ 市が認定するまちづくり協議会が，どのような組織であるか明文化します。

まちづくり協議会の設立の目的は，市民の利益増進及び支え合い活動の活発化，範域の活性化，範域における課題の解決，そして，協働のまちづくりに資するものであるということが重要です。

❷ また，まちづくり協議会が，市民，市民公益活動団体，事業者及び市を“つなぐ”きっかけとなると考えているため，市民，市民公益活動団体及び事業者の支持を得られるよう努めていただきたいと考えています。

❸ 具体的な認定要件については，規則で定めます。

❹ まちづくり協議会は，地縁による団体に属さないものであっても，地域内の様々なものを加えることで，協働のまちづくりを推進することができると考えます。

（まちづくり協議会の認定の申請）

第１２条 前条の規定により，まちづくり協議会の認定を受けようとする組織は，規則に定めるところにより市長に申請しなければならない。

２　前条の認定を受けたまちづくり協議会は，その認定に係る申請の内容に変更があったときは，速やかに市長にその旨を届出なければならない。

【改正点】

❶ まちづくり協議会を認定するに当たり，規則の定めにより申請いただく規定を新設します。

【解　説】

❶ まちづくり協議会を認定するに当たっては，規則の定めにより要件を満たしているか確認できる書類を添えて申請いただきます。
また，まちづくり協議会の認定に係る申請の内容に変更があった場合は，届出いただき，当該まちづくり協議会が認定要件を満たしているか確認するとともに，市は，まちづくり協議会の状況を常に把握するよう努めます。

（まちづくり協議会の認定の取消し）

第１３条　市長は，第１１条の認定を受けたまちづくり協議会が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは，当該認定を取り消すことができる。

（１）第１１条第１項各号のいずれかに該当しなくなったと認められるとき。

（２）偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

（３）市から受けた支援の活用に当たり故意に不当な行為を行ったとき。

【改正点】

❶ まちづくり協議会が，認定の要件を満たさなくなった場合，認定を取り消すことができる規定を新設します。

【解　説】

❶ まちづくり協議会が，認定の要件を満たさなくなった場合，偽りその他不正の手段により認定を受けた場合，支援の活用に当たって故意に不当な行為を行った場合は，認定を取り消すことも想定します。

（まちづくり協議会が行う活動に対する支援）

第１４条 市は，まちづくり協議会が行う活動（以下「まちづくり活動」という。）で，次の各号のいずれにも該当するものに対して財政的支援等を行うことができる。

（１）まちづくり協議会が主体となる事業であること。

（２）範域の市民の利益増進及び支え合い活動の活発化，範域の活性化，範域における課題の解決又は協働のまちづくりの推進に資する事業であること。

【改正点】

❶ 市は，まちづくり協議会が行う活動に対して財政的支援等を行う規定を新設します。

【解　説】

❶ 市は，まちづくり協議会が主となり協働のまちづくりを発展的に推し進めていくことを考えていることから，その活動に対し，財政的支援等を行います。具体的な内容は，規則により定めます。

･･･ 第4章　守谷市協働のまちづくり推進委員会 ･･･

（推進委員会）

第１５条　市長は，次に掲げる事項について調査及び審議等を行う機関として，地方自治法第１３８条の４第３項の規定により，守谷市協働のまちづくり推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

（１）協働のまちづくりの推進及び進捗並びにまちづくり活動の推進及び進捗に関することについて，市長の諮問に応じ，審議し，及び答申すること。

（２）前号に掲げる事項について，調査審議し，市長に意見を述べること。

（３）第１０条第１項の規定により，市民公益活動団体に対し行政サービスへの参入機会を提供するに当たって，市長の求めに応じて，客観的かつ公平に実施するために必要な審議を行い，市長に意見を述べること。

２　推進委員会は，委員１０人以内をもって組織する。

３　委員は，次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）公募市民　２人以内

（２）市民公益活動団体関係者　２人以内

（３）事業者　１人以内

（４）学識経験者　２人以内

（５）地域の福祉を推進する関係者　１人以内

（６）自治会又は町内会関係者　２人以内

４　委員の任期は，３年とする。ただし，補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

５　委員は，再任することができる。ただし，３期を限度とする。

【改正点】

❶ 推進委員会で検討される事項について，「協働のまちづくりの推進及び進捗に関すること」という協働のまちづくりに関する基本的な事項に加え，「まちづくり協議会が行う活動の推進及び進捗に関すること」，さらに「市民公益活動団体に対し行政サービスへの参入機会を提供するに当たって，市長の求めに応じて，審議を行い，意見を述べること」を追加しました。

❷ 改正前の推進委員会の委員構成は，市民参加の観点，専門的知識の導入などの観点及び本条例の趣旨，目的に基づき，公募市民，市民公益活動団体関係者，事業者，学識経験者など幅広い委員で構成されていました。
改正後は，さらに幅広い委員で構成することとし，地域の福祉を推進する関係者，自治会・町内会の関係者を新たに委員とし，委員も１０人以内と

増員します。

【解　説】

❶ 市が，協働のまちづくりに関する基本的な事項を一存で評価及び決定するのではなく，公募市民，市民公益活動団体関係者，事業者，学識経験者，地域の福祉を推進する関係者，自治会・町内会の関係者からなる推進委員会で議論を行った上で，評価及び決定していくものです。

❷ まちづくり協議会は，地縁による団体である各地区地域福祉活動計画実行委員会（地区によっては自治会・町内会）が主となり組織され，自治会・町内会と連携することで，協働のまちづくりを発展的に推し進め，地域づくりに取り組むことができると考えています。そのため，地域の福祉を推進する関係者及び自治会・町内会の関係者が，委員に入ることで，まちづくり協議会の活動をより推進することができるとともに，評価することができると考えます。

･･･ 第5章　条例の尊重及び見直し ･･･

（条例の尊重）

第１６条　この条例は，協働のまちづくりの基本的事項を定めるものであり，市民，市民公益活動団体，事業者，まちづくり協議会及び市は，この条例で定める事項を尊重するものとする。

【改正点】

❶ 市民，市民公益活動団体，事業者，まちづくり協議会及び市が，条例を尊重する旨の規定を新設します。

【解　説】

❶ 地域主導のまちづくりを実現し，協働のまちづくりを発展的に推し進めるためには，市民，市民公益活動団体，事業者，まちづくり協議会及び市が，条例を尊重することが必要です。

（条例の見直し）

第１７条　この条例は，施行の日から起算して３年ごと又は必要に応じ，見直しを行うものとする。

【改正点】

❶ ３年ごと又は必要に応じて，条例を見直す規定を新設します。

【解　説】

❶ これまで４０年以上も人口増加が継続している守谷市においても，十数年

後には人口が減少に転じると推計されています。このように，市のおかれている状況は日々変化していることから，条例に掲げられる規定についても，その時々にあったものであることが重要です。そのため，３年ごと又は必要に応じて，条例を見直すことで，常に守谷市の協働のまちづくりの推進に資する条例となるよう努めます。

・・・ 第6章　雑則 ・・・

（委任）

第１８条　この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

【解　説】

❶ この条例に規定されていない事項を別に定めることができるようにするための補則条項です。

・・・ 附　則 ・・・

（施行期日）

１　この条例は，公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際，現に改正前の条例第１１条の規定により設置された守谷市協働のまちづくり推進委員会の委員に委嘱されている者（以下「旧委員」という。）は，この条例の施行の日に，改正後の条例第１４条第１項の規定により設置された守谷市協働のまちづくり推進委員会の委員（以下「新委員」という。）に委嘱されたものとみなす。この場合において，新委員とみなされる者の任期は，同条第４項の規定にかかわらず，旧委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

３　改正後の条例第１４条第３項の規定により，この条例の施行の日後から旧委員の任期満了の日前までに初めて委嘱される新委員の任期は，同条第４項の規定にかかわらず，旧委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

４　前２項に規定する任期は，改正後の条例第１４条第５項ただし書に規定する任期の数に算入しない。この場合において，附則第２項の規定により新委員とみなされる者の旧委員としての任期は，この条例の施行の日までの期間を１期として数え，同項ただし書に規定する任期の数に算入する。

守谷市協働のまちづくり推進条例 改正に関する逐条解説

発行年月 ｜ 平成 30 年 6 月
発 行 者 ｜ 茨城県守谷市
〒302-0198 茨城県守谷市大柏 950 番地の 1
TEL 0297-45-1111
http://www.city.moriya.ibaraki.jp/
担 当 課 ｜ 生活経済部 市民協働推進課